

新 城 市 議 会

厚 生 文 教 委 員 会

平成27年12月15日（火曜日）

## 厚生文教委員会

日時 平成27年12月15日（火曜日）午後1時30分 開会  
場所 委員会室

### 本日の委員会に付した事件

#### 1 健康医療部、教育委員会

第190号議案	「質疑・討論・採決」
第191号議案	「質疑・討論・採決」
第192号議案	「質疑・討論・採決」
第193号議案	「質疑・討論・採決」
第219号議案	「質疑・討論・採決」

#### 2 陳情の審査

- (1) 安全・安心の医療・介護の現実と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書 「討論・採決」
- (2) 「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める陳情書 「討論・採決」
- (3) 愛知県看護職員15万人体制などの実現を求める陳情書 「討論・採決」
- (4) 国に対して「子ども・子育て支援新制度に対する意見書」の提出を求める陳情書 「討論・採決」

### 出席委員（6名）

委員長	山崎祐一	副委員長	小野田直美
委員	浅尾洋平	長田共永	鈴木達雄 鈴木眞澄
議長	下江洋行		

欠席委員 なし

### 説明のために出席した者

健康医療部、教育委員会の副課長職以上の職員

### 事務局出席者

議会事務局長 中島 勝 議事調査課長 伊田成行 書記 松井哲也

開 会 午後 1 時30分

○山崎祐一委員長 厚生文教委員会を開会します。

本日は、14日の本会議において、本委員会に付託されました第190号議案から第193号議案まで、及び第219号議案並びに陳情 4 件について審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

第190号議案 新城市国民健康保険税条例等の一部改正を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、190号議案の質疑をさせてもらいたいんですが、資料請求で皆さん出していただいてありがとうございます。そこに7番で、将来にわたるコスト計算って、論点の形成説明シートのところにかかわるものなんですが、その欄に被保険者の負担軽減と利便性が向上っていうように書かれてあるんです。これは具体的にどんな軽減、負担軽減となるのか、またどんな利便性の向上になるのか、伺いたいと思います。

○山崎祐一委員長 城所保険医療課長。

○城所克巳保険医療課長 国保税の減免制度の中に旧被扶養者の減免というのがあります。これについて平成20年度に後期高齢者医療制度ができた時点で、それまで社会保険の扶養だった方が75歳以上になることによって、社会保険から抜けて国民健康保険に加入される場合があります。その方は社会保険の時代では保険料負担してなかったものですから、国保に変わることによって保険税の負担が生じます。その負担を軽減と言うか、減免するということになるんですけど、それについては社会保険を抜けた証明とかが必要になります。それが平成29年4月からの情報連携をするに当たって、被扶養者保険とか後期高齢者の広域連合に情報連携っていう形で、個人番

号を使って情報連携をするという意味で被保険者の負担が軽減されるということになります。

以上です。

○山崎祐一委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 カードを持っていれば社会保険の書類が今まで要るんだけど、カードの番号を通してその書類が用意しなくてもね、いいっていうような回答だったと思うんですが、ちょっと視点を変えてもう1個質疑させてもらいたいんですが、今回のマイナンバーの申請をしていない市民、拒否される市民に対して不利益がこうむるのかどうか伺いたいと思います。

例えば、具体的に言えば、国民健康保険にかかわるそういった申請書類等に個人番号が記入されてなくても市として受理するのかどうか、伺います。

○山崎祐一委員長 城所課長。

○城所克巳保険医療課長 個人番号が記載してないからということで受け付けるものでありますので、記載がなくてもですね。例えば記載を拒否された場合においては、その辺は制度の説明をして記載するように促していくという形で、記載がないからということで受け付けを拒否するものではありません。

以上です。

○山崎祐一委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 じゃあ、書類の中に個人番号が記載されてなくても市は受け取るということで、再度確認でいいでしょうか。

○山崎祐一委員長 城所課長。

○城所克巳保険医療課長 受け取りをしまして、あと番号法の中で事務が決められておりますので、記載が難しい場合もあると思うんですけど、その場合については番号法に規定されてる事務でありますので、地方公共団体上システム機構から個人番号の提供を受けて職員が記載するという、その辺について厚生労働省からの通知にも記載がありますので、

そういう運用をしていきます。

○山崎祐一委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山崎祐一委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、私のほうは第190号議案、新城市国民健康保険税条例等の一部改正に反対の立場で討論をさせていただきます。

この議案は、国民健康保険の制度にいわゆるマイナンバー法を接続して市が管理する個人情報扱いにかかわる条例の改正を行うものです。

私は、このマイナンバー制度について、成立前から反対をしてきました。

その理由としては、目的と方法がよくわからないからです。

私は、安倍政権の目的は国民の個人情報を12けたの番号に割り振り、芋づる式に情報を丸裸にすることによって徴税の強化、社会保障費の抑制を行うためだと思います。

情報管理の専門家が国会で情報漏えいを100%防止することは不可能と指摘したように、ネット上に個人情報がアップされてしまえば漏えいを防ぐことはできないのです。

また、質疑で明らかになりましたが、マイナンバー、個人番号を書類に書かなくても申請は受理されます。急ぐ必要はないと思います。

詳しくは本会議で討論を行います。反対といたします。

○山崎祐一委員長 ほかに討論はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木眞澄委員 私は、第190号議案、新城市国民健康保険税条例等の一部改正に賛成の

立場から討論を行います。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律であります。マイナンバー法の施行等に伴うもの、第1条については新城市国民健康保険税条例第30条、納税義務者が災害など特別な事情があるとき申請により税を減免することができるという趣旨の条例に関し、減免を受けようとする者を正確に識別するために今回の法の施行に伴う規定の整理が必要となったものでございます。

第2条については、地方税法の一部改正に伴う平成25年の新城市国民健康保険税条例の一部改正について、同様に今回の法の施行に伴い、規定の整理が必要になったものであります。

このように、法に基づいた行政手続を確実に行うため必要な条例の改正の処置であるという面から言って、賛成の立場で討論とさせていただきます。

○山崎祐一委員長 ほかに討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

○山崎祐一委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第190号議案を採決します。

賛否両論がありますので、起立により採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山崎祐一委員長 起立多数と認めます。

よって、第190号議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第191号議案 新城市介護保険条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、第191号議案の

質疑のほうさせていただきます。

先ほどの190号議案と同じになるんですが、これも論点シートの中に被保険者の負担軽減と利便性が向上するとあるんですが、具体的にどういったものなのか、伺います。

○山崎祐一委員長 居澤介護保険課長。

○居澤正典介護保険課長 失礼いたします。

先ほどの保険医療課長の説明とかぶる部分もあるかと思いますが、主に所得の関係で、所得を確認する必要がございます。これまでですと所得の証明などを添付する必要があったわけですが、今回の個人番号の記載によりまして、そういった税務情報を確認ができるということでありまして、基本的には個人番号の記載することを法的な義務であるということの説明を記載していただくようにしてまいります。それでも、記載を拒否される場合は、番号法によりまして、地方公共団体情報システム機構から個人番号等を提供を受けるという段取りになっております。

以上でございます。

○山崎祐一委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 これも同じなんですけど、マイナンバーを申請していない市民に対して、申請書類等に個人番号が記載されてなくても受理するかどうかというところで聞きたいんですが、あと国の、内閣官房のホームページによれば、マイナンバーに関する法律により、書類に個人番号の記載が必要とされる時に、書類に個人番号が書かれていない場合でも本人確認など、他の要件が満たされている場合は書類は受理しなければならないというふうに書いてありますので、このとおりに受理するかどうか確認させてください。

○山崎祐一委員長 居澤課長。

○居澤正典介護保険課長 個人番号の記載がなくても受理をさせていただきます。

○山崎祐一委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山崎祐一委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、第191号議案、新城市介護保険条例の一部改正に反対の立場で討論をさせていただきます。

この議案は、190号議案と同じく、マイナンバーを介護保険制度にリンクするための条例改正でございます。

マイナンバーは、今のところ税、社会保障、災害の3分野に利用するという事なので、国の法律ができた以上、国保や介護の分野での条例改正は必要なものは私も理解しております。

しかし、今、議会に問われているのは、自治体独自の判断だと思えます。ことし5月、日本年金機構が私たちの国民の個人情報100万件を超す情報が大量に流出させる事件が起きました。個人情報をいかに安全に管理するのか、そのあり方に国民は、市民は大きな関心と注目を払っております。

詳しくは本会議で行いますが、質疑で明らかになったように、現在マイナンバーを使わなくても各種の書類申請、受理はできるものですから、国に習った拙速な対応は深刻な問題を引き起こす可能性が大であり、本議案には反対をいたします。

以上です。

○山崎祐一委員長 ほかに討論はありませんか。

鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 第191号議案、賛成の立場で討論を行います。

新城市介護保険条例の一部改正について。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、マイナンバー法の施行等に伴うものでございます。

本条例第9条に、第1号被保険者が災害、

生計事情による理由で申請することにより、保険料の徴収を猶予することができるもの。本条例第10条、同様の事情による理由で申請することにより、保険料を減免することができるもの。申請に係る被保険者または生計に主に維持する者を正確に識別するため今回の法の施行に伴い、規定の整理をするための必要な条例改正であるという立場から、賛成の討論とさせていただきます。

○山崎祐一委員長 ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山崎祐一委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第191号議案を採決いたします。

賛否両論がありますので、起立により採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山崎祐一委員長 起立多数と認めます。

よって、第191号議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第192号議案 新城市立学校設置条例の一部改正を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山崎祐一委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山崎祐一委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第192号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎祐一委員長 異議なしと認めます。

よって、第192号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第193号議案 新城市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山崎祐一委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山崎祐一委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第193号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎祐一委員長 異議なしと認めます。

よって、第193号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第219号議案 新城地域文化広場の指定管理者の指定を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

小野田副委員長。

○小野田直美副委員長 3年前にNTTファシリティーズとシダックスの共同体が請け負った、この指定管理が今回継続しなかった理由をどのように把握されているのか、教えてください。

○山崎祐一委員長 柿原文化課長。

○柿原紀宏文化課長 継続されなかったということで、その1つとしましては、一般質問でもちよつとありましたけども、2者の者につきましては、説明会には参加されたんですけども、その後1者の方が辞退されたというような形になってできなかったということですけども、その理由としましては、自主事業

におきまして想定していた集客、収入が得られず赤字になったこと。それからそれに伴いまして共同事業体として、また当初は参加する予定であったようですけども、いろんな条件面で合意に至らなかったということで、1者の方が辞退されたというような形になっております。

○山崎祐一委員長 よろしいですか。

どうぞ。

○小野田直美副委員長 集客面、自主事業の集客面で赤字になったということが大きな理由で、条件面で2者が合意に至らなかったということと把握してよろしいでしょうか。

○山崎祐一委員長 柿原課長。

○柿原紀宏文化課長 はい。1つの面としてはそういう面もありますけども、最終的にはシダックスさんとNTTファシリティーズの間で共同事業体を組むという中の諸条件で合意が得られなかった。これが一番大きな原因だと思っています。

○山崎祐一委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 今回のなぜ東京都の港区に本社を置くケイミックスを指定管理者として指定することになったのか、その経緯と理由を伺います。

○山崎祐一委員長 柿原課長。

○柿原紀宏文化課長 今回の選定につきましては、先日の質疑の中でもありますように、指定管理者選定審議会、こちらにおきまして書類審査やプレゼンテーション、ヒアリング等を行いまして、総合的な観点から選考をしていただいております。

指定管理者選定審議会の答申における選定理由ということで、優先交渉権者は全国で類似の文化施設を指定管理者として管理運営している実績がありまして、応募者の構成、管理実績、事業収入計画、収支計画の妥当性等について高評価を得たようであります。

また、単独事業者であるということで、指揮命令系統の一元化によりまして、効率的かつ効果的な運営を実施することが見込まれるということで、今回そういう答申を受けましたのでケイミックスということで優先交渉権者として選定しております。

以上です。

○山崎祐一委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 今回の指定管理料というのは幾らになりますでしょうか。

○山崎祐一委員長 柿原課長。

○柿原紀宏文化課長 指定管理料につきましては、要綱の中で上限ということで設けてあります。

1億35万円という上限額を設けておりまして、それに基づいて提案書が出てきております。

○山崎祐一委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 その1億35万円、大体1億円なんですが、これで前回のシダックス、NTTの共同事業だと見込みが集客面で結局赤字になったっていう理由もあるんですが、これは賄えるのかって言うか、という見込みがあるのか、伺います。

○山崎祐一委員長 柿原課長。

○柿原紀宏文化課長 今回のケイミックスにつきましては、先ほど全国で多くの公共施設という、管理の実績があるということで、全国で45、今、指定管理をしておるようでございます。

特に、その中でもホールを持った文化施設、これが多く指定管理としてやっておられるということで、そういうノウハウを持った会社でございますので、その辺を活用していただきまして、集客、それから収入等も見込めるんじゃないかというふうに考えております。

また、今回の指定管理料につきましては、一部、文化会館で開催する文化事業につきましても、その金額の中に含めておりますので、そういった面も含めて、相乗効果として自主

事業と文化事業の相乗効果ということで期待ができるというふうに考えております。

以上です。

○山崎祐一委員長 夏目部長。

○夏目道弘教育部長 ちょっと先ほどの浅尾委員の御質疑で補足の説明をさせていただきます。

浅尾委員の御質疑は、市から指定管理者に支払われる委託料でいわゆる現指定管理者が赤字になった。それが賄えるかどうかという御質疑ですね。

これは、指定管理者が行う自主事業っていうのは、市からお金が出ておるものではないんです。

単に市から受託をして、受託をした業務だけを指定管理者にやっていただくというだけではなくて、それはもちろんあるんですが、もっとこの文化会館、文化広場、地域文化広場の利用を促進、向上をさせましょうということで、指定管理者に独自の事業を文化会館、文化広場を使って展開をしていただくということを協定書の中にうたい込んでありますので、この経費については当然、指定管理者の財源で行っていただきますし、そこから得られた利益というものは市には入らずに指定管理者に入るといふ仕組みになっておりますので、この指定管理料とはちょっと離れた形で展開される事業だということをちょっと御理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○山崎祐一委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 あと、本会議質疑でも出たんですが、ここのケイミックスは豊橋のアイプラザも指定管理をされてるところなんですけど、そこで下請のところも一部使いつつながらというところなんですけど、やはりそういったところを見ると、東京本社と新城ってかなり遠いっていうふうにちょっと思うんですが、そこで管理の仕方はそういう本社の

人が常駐して市民の声を細かく聞いて反映するというふうなところは考えているのかどうかというところを聞かせてください。

○山崎祐一委員長 柿原課長。

○柿原紀宏文化課長 人員の配置についてということだと思いますけども、ケイミックスの社員も当然そこに配属されますし、あとは地域経済というふうな、地域経済、地域雇用という面もありますので、全員がケイミックスの社員ではなくて、地域の方を極力雇用して、受け付け業務等についてはやっていただくというようなふうに聞いております。

○山崎祐一委員長 よろしいですか。

小野田副委員長。

○小野田直美副委員長 今、雇用の話が出たんですけど、地元雇用については最大限の配慮ということで協定に盛り込んでいくと本会議でも教えていただいたんですけど、わかるところまで結構なんですけど、どのような内容を提案していく予定なのかということと、あともう一つ、今までの職員はどのようなようになっていくのかというのを教えてください。

○山崎祐一委員長 柿原課長。

○柿原紀宏文化課長 どのような提案とは。

○山崎祐一委員長 小野田副委員長。

○小野田直美副委員長 雇用について、市側からどのようにしてくださいますかと提案していくつもりなのか。

○山崎祐一委員長 柿原課長。

○柿原紀宏文化課長 雇用につきましても、極力地域との密着と言うか、地域経済、地域雇用という部分がありますので、プレゼンテーションでもいろいろそういう質疑や何かも出たと思いますけども、一応、市としても地域の方の雇用を優先的にお願いしたいというふうな形で協議していきたいというふうに思っております。

それで、今現在の職員につきましては、現在シダックスの社員というふうな形になっておりますので、本人の意思もありますけども、

ケイミックスとしても地域雇用ということで、そういう優秀な人材というのを探しておりますので、引き続きそういう希望があればそういう配慮はされていかれるというふうに考えております。

○山崎祐一委員長 小野田副委員長。

○小野田直美副委員長 ということは、今、雇われてる方々が本人が続けてやりたいということであれば、それは受け入れていただけるという方向で見てよろしいのでしょうか。

○山崎祐一委員長 柿原課長。

○柿原紀宏文化課長 市のほうではちょっと言えない部分があるんですけども、今のシダックスの社員ということで、シダックスの考えもそうですし、ケイミックスのほうもそういう方がいればというような話もされておりますので、そういう形にしていけたらいいなというふうに思っています。

○山崎祐一委員長 小野田副委員長。

○小野田直美副委員長 じゃあ、ちょっと変えまして、自主事業についてなんですが、どのような提案があったのかということがあれば教えてください。

○山崎祐一委員長 柿原課長。

○柿原紀宏文化課長 今回の提案ですと、ケイミックスさんの提案によりますと、初心者にも楽しめる体験、参加型コンサート、それからアート作品作成のワークショップ、それからエンタランスを利用した軽コンサート、書道などの各種講座を開催したいというふうに提案がされております。

○山崎祐一委員長 よろしいですか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 豊橋のアイプラザの指定管理者のことでホームページって言うか、疑義を申している方のインターネットのネットがあったんですが、この方はなぜね、地元業者優先と言ってる豊橋市が豊橋に税金が落ちない東京の業者に決定したのかというふうに疑義を申されているんですが、今回ほかの第2、

第3で所在が豊橋のP&Pグループさんとかもいるわけでごさいます、そのときに地元経済というところが、この審議会の中で優先な話がされたのか、されてなかったのか。地元になるべく税金を落とすとか、そういったこう地元経済を活性化させるという観点も話されたのかどうか。あったらお伺いします。

○山崎祐一委員長 柿原課長。

○柿原紀宏文化課長 審議会の中でも、一応地元地域経済ですとか地元雇用というような部分も大変重要視されておったというふうに考えておりますけども、地元のP&Pですとか東雲座とかという団体も参加はされておったんですけども、総合的な判断としてケイミックスを選定されたのだというふうに考えております。

○山崎祐一委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

長田委員。

○長田共永委員 済みません、少し確認させていただきます。指定の規定が5年間ということでございます。

そうした中で、事業ごとの事業審査、我々行政側として、今の事業者に対する事業審査とかチェックのほうの体制っていうのはどういうふうに行っていくか、教えてください。

○山崎祐一委員長 柿原課長。

○柿原紀宏文化課長 現の指定管理者でもやっておりますけども、指定管理の運営協議会というものを立ち上げておまして、その中で年数回そういう会議を開いてチェックをする部分と、あと担当課としましては、月に1回、定例会議、1月に1回から2月に1回ぐらいですけども、定例会議等も開催しまして、その辺の情報を取り寄せてチェックをする予定でございます。

○山崎祐一委員長 長田委員。

○長田共永委員 あとこちら協定書も現行のとおりなのかなというふうに思っているんですが、施設整備等のですね、大型の施設整備

はこちら、行政側が持つということで、これ質疑と外れるかもしれないですが、あと文化会館の部分で大型施設整備ってそろそろなくなったのですか、これ。

○山崎祐一委員長 柿原課長。

○柿原紀宏文化課長 一昨年ぐらいまでに有利な交付金等がありまして、それで大型の整備をしたんですけれども、そこで一段落はしておりますけれども、今ちょっと課題になっておるのが、吊り天井の関係、これが大型、大きな改修時に改修しなさいよという、そういう決まりがありますので、いつまでもほっとけないって部分が今あると考えておりますので、その辺も検討していきたいというふうに思ってます。

○山崎祐一委員長 長田委員。

○長田共永委員 改めて再度の確認なんですけど、今シダックス大新東さんで行つとる協定書のそういった整備だとかメンテナンスは同様の契約形態になるってということで理解してもよろしいですか。

○山崎祐一委員長 柿原課長。

○柿原紀宏文化課長 今回と同じような形の契約、協定になるというふうに考えております。

○山崎祐一委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○山崎祐一委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、第219号の新城地域文化広場の指定管理者の決定について、反対の立場で討論をさせていただきます。

本議案は、新城地域文化広場の指定管理者を東京都港区に本社を置く株式会社ケイミックスに任せるという議案でございます。

今回の質疑で、東京の管理責任者が新城地

域文化広場に常駐して管理していただけるのか、まだわからないということが明らかになったので、私は万が一の対応に大変不安を持ちました。

また、地元、市民の要望や声を聞き取り、愛される文化広場にしてほしいと思います。

また、本会議質疑から、豊橋のアイプラザの管理のように、事実上、本社の下請仕事として扱われるのではないかという危惧も出てきました。

こうした事項は、今後の協議によることなのですが、常識的に考えれば、東京に本社を置く会社が遠く離れた新城市の施設を管理していただけるのかっていうのは、少し難しい分析があります。

また、地元経済活性化についても難しいのではないのでしょうか。そもそもなぜ新城市の施設の管理に東京都港区の高速道路のサービスエリアを管理する会社が乗り出してくるのか、その関連がよくわかりません。果たして常駐やきちんと管理していただけるのか、また対応してくれるのか、不安があるので反対をいたします。

○山崎祐一委員長 ほかに討論はありませんか。

鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 それでは、第219号議案、新城地域文化広場の指定管理者の指定については、賛成の立場で討論いたします。

この今回、指定管理者となる予定であります、この株式会社ケイミックス、この会社については、説明にもありましたように、全国で類似文化施設の指定管理者として管理運営しているという実績があるということでございます。その評価も高いと聞いております。

また、この地域文化広場は、この新城市の文化交流の拠点でありまして、地域活力にも資するものと考えておりまして、この全国で実績のあるケイミックス、その民間ノウハウを生かしまして、効果的・効率的な運営はも

ちろんでありますけども、この新城市の文化に、新しい風を送り込んでいただきたい。新しい使命を発掘していただきたいというような期待も大きく持っています。

そういった面で、前回の指定管理者とはここで交代するわけでありまして、新しい期待を持てるという大きなこの点で私はこの会社に期待するところです。

そういった点でありまして、今回のこの株式会社ケイミックスを選定したという点につき、この条例について、管理者の指定については賛成をするということで討論といたしたいと思います。

以上です。

○山崎祐一委員長 ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○山崎祐一委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第219号議案を採決いたします。

賛否両論がありますので、起立により採決いたします。

本議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○山崎祐一委員長 起立多数と認めます。

よって、第219号議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩といたします。

休憩 午後2時09分

再開 午後2時10分

○山崎祐一委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

陳情の審査に先立ち、事務局から報告を求めます。

○事務局 陳情の審査に当たりまして、前回の委員会で、代表者の参考人としての出席を求めるかという意見がありまして、求めると

いうことでしたので、その結果を報告させていただきます。

順序表の下の陳情の審査ということで、

(1) 番の安全・安心の医療・介護の現実と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書の提出者、それから(3)番まで、愛知県看護職員15万人体制などの実現を求める陳情書、この3件の陳情代表者の西野ルミ子氏に連絡したところ、本日の参考人としての出席はできないということでした。

加えて、(4)番の国に対して「子ども・子育て支援新制度に対する意見書」の提出を求める陳情書ということで、こちらも陳情者代表の伊藤洋子氏のほうに連絡をしましたところ、都合でこちらも出席できないということでしたので、きょうの参考人の出席はありません。

以上です。

○山崎祐一委員長 ありがとうございます。

これより陳情の審査を行います。

陳情者代表、西野ルミ子氏から提出された安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書を議題といたします。

本陳情について、自由討議に入ります。意見等のある方は発言願います。

発言はございませんか。

[発言する者なし]

○山崎祐一委員長 発言がなければ討論を行います。

討論はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 この陳情のほうは、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書ということの内容なんですが、私自身はこれを賛同したいと思って採択の討論をさせていただきたいと思います。

この内容は、安心して医療スタッフが働ける環境、職場環境をというところで、陳情項目が4点あります。

看護師の夜勤交代、労働者の労働時間を1日8時間、週32時間以内、勤務間隔は12時間以上とし、労働環境を改善すること。

2、医師、看護師、介護職員などを大幅にふやすこと。

3、国民の患者、利用者の自己負担を減らし、安心・安全の医療・介護を実現すること。

4、費用削減を目的とした病床削減は行わず、地域医療に必要な病床機能を確保することということで、4つ挙げておりますが、私自身この4つともなるほどだと納得できる内容ですので、採択をしたいと思っております。

とりわけ、医師、看護師不足は私自身も看護師やっておりましたので、大変必要だと思っております。

そして、あと勤務間隔の12時間以上あけてほしいということは、日勤深夜入りってというのがありまして、日勤で5時に帰ってきて、その8時間後、日付が変わる0時から仕事に入るという日勤深夜入りが月に5回以上ありましたので、やはり本当に記録を書いたりとかすると、日勤はなかなか帰れない中で、その間がまた次の勤務まで8時間以内しかないというところで、大変な職場環境でありますので、ぜひこれからの高齢化社会も含めまして、こういった4点を賛同していただきたいと思っております。

以上です。

○山崎祐一委員長 ほかに討論はありませんか。

鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 安心・安全の医療・介護の実現と夜間改善・大幅増員を求める陳情書について、趣旨採択の形で討論をさせていただきます。

ことし4月から国の方針が示されまして、看護師また医療分野にかかわる方についての国の指針も示されて動き始めております。

今後の国の動向も含めながら、現状では今、進めてる状況の中で職員の環境改善を求める

陳情書については趣旨採択が妥当と考え、趣旨採択の討論とさせていただきます。

○山崎祐一委員長 ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○山崎祐一委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより採決します。

趣旨採択と採択の両論がありますので、起立により採決いたします。

はじめに、本陳情を趣旨採択することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○山崎祐一委員長 起立多数でございました。

よって、本陳情は趣旨採択すべきものと決定いたしました。

次に、同じく西野ルミ子氏より提出されました介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現を求める陳情書を議題といたします。

本陳情について、自由討議に入ります。意見等のある委員は発言願います。

鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 この介護職員の処遇改善ということは非常に重要なこれからの介護を担っていくという点が必要だと思っております。

ですけど、今回の陳情書の陳情項目を見ますと、特に2番目なんですけども、利用者2人に対して介護職員1という、そういう要望を挙げて、陳情要望を挙げてるわけなんですけども、現在は3対1というような格好が原則というふうになっておりますけども、実情、3対1の現状においてもこれから介護職員が不足しているというような、不足していくという実情があります。

その中で、全部3点目にありますような国費で費用、そして人員もふやし、なおかつ3:1を2:1というような5割り増しというようなことになると、かなりの人員増です。プラス財源増というようなことを求めるような内容だと思っております。

現在、包括的な介護のケアシステムと言いましようか、そういったものが目指されているわけですが、こういった施設の充実というものは必要でありますけれども、そういった全体的な介護体制、その中で国の財源を使つての対策っていうのが必要かなと思つますので、今回特にこの陳情については、2番目の2対1っていうのはちょっと極端ではないかというようなところもありまして、私としては趣旨採択、趣旨は理解できるがという意味で趣旨採択が適当かなと思つます。

○山崎祐一委員長 意見ということで。

○鈴木達雄委員 意見です。

○山崎祐一委員長 はい。

そのほか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 意見なんです、ここにもありますように、団塊の世代が75歳以上となるのが2025年というところで、このときには介護職員が37万7,000人が不足しているという、本当に人材不足が地域で起こっていくというふうなことがあります。

介護師がやめていくっていう理由に、賃金、普通の全産業の労働者の賃金が平均で比べると9万円も低くなっているというふうに挙げてまして、仕事をやめたいという人が57%以上にある。その理由は賃金が安いからということで44%、急がし過ぎるが36%。そういうような状況になって、本当に新城でも深刻になっているんじゃないかなというふうに思つてます。

新聞でも、2006年度に1万9,289人、介護師になりたいっていう養成学校の入学者が2015年度には8,800人になったということで、この介護施設をやつてる施設長の方が言うんですが、安倍政権になって最大級の介護報酬の引き下げが今回行われたということで、年間、施設に1,000万円以上の報酬が減額されたということで、このままでは施設はやっていかれないと。介護職0を目指す、安倍首

相は言うけれど、働く人がいなくなつたら困るんだということで訴えております。

新城市も大谷大学ありましたけど、結局同じようなことで養成所がなくなっていくということなので、本当にこれは喫緊の全国同じ共通の問題点だなというふうに思つておりますので。

財源の話で言いますと、安倍政権になってから軍事費が、過去最高の5兆円を超えるところに税金を使うということがありますので、やはりそういったところからこういった国費で賃金を上げていくという、この陳情書の内容になっていると思つますので、やっぱり賃金を介護労働者に与えて、高齢化社会を充実させていくっていうことは、まちづくりでは新城の町でも共通する問題だと思いますので、いい内容でないかなというふうに思つております。

以上です。

○山崎祐一委員長 ほかに発言はございますか。

〔発言する者なし〕

○山崎祐一委員長 特に発言がなければ、これより討論を行います。

討論はありませんか。

鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 それでは、私は介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現を求める陳情書については、趣旨採択の立場で討論します。

高齢化に向かつております。今、介護需要はますます増大しているわけですが、介護需要に係る費用も年々増加いたしまして、制度維持のために国は社会保障と税の一体改革を掲げまして、介護サービス提供の体制についても改革を進めているところということであります。

本陳情書にあるとおり、現在、介護事業を維持し、サービスを安定供給するためには、介護従事者の人材確保及び離職の防止が大き

な課題となっています。低賃金、重労働の改善が必要とされております。

そのため、国は2015年になりまして、介護報酬改定において、施設や事業所の介護人材確保が一番の視点として、介護職員処遇改善加算を拡大し、職員の給与上乘せを図っております。

また、基本報酬が下がったというようなことがここに、陳情書にもうたわれておりますけれども、それに対して施設や事業所の独自の取り組みを評価して算定に加えるという、加算するというようなこともつけ加えておるところです。

本陳情の項目の1番目は、介護従事者の処遇を改善する。2番目は施設の人員配置を利用者に対して職員1にする。また夜間人員配置を改善する。それから3番目は、その他費用を国費で賄うという、この3つでありますけれども、以上、全体の趣旨については納得できるところでありますけれども、施設の人員配置に関しては、利用者2人に対して職員1人、この点について、理想ではありますけれども、現状の3対1の基準でも全体的な介護人材不足の状態がありまして、処遇改善と合わせると急激な基準変更は現実的な数字とは言えないと考えています。

また、3点目の国費に対することが大きいわけですが、介護保険制度を持続可能とするためには、地域包括ケアシステムの推進であったり在宅生活支援の充実であったりというような総合的な介護保険サービス体制を執行する中で、介護施設だけでなく、国費財源の配分を考える必要があると思っております。

以上、趣旨には賛同しますが、一部課題を指摘させていただきまして、この陳情書については趣旨採択がふさわしいと思ひ、討論といたします。

○山崎祐一委員長 ほかに討論はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 私は採択の立場で討論に参加させていただきます。

本陳情の介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現を求める陳情書の中身を、先ほども言いましたけど、やはり今後、団塊の世代が75歳以上になる2025年度には、介護職員、現場の人々が37万人も不足するというところでございます。

その方々にもアンケートを取ると、ほかの全産業の労働者の賃金よりも、平均9万円も低くなっているということで、魅力を感じて実際に働いても、家族が養えない。子供を養っていけないというところで、仕事をやめざるを得ないという労働者も、介護職員の労働者も話を聞いたことがあります。

やはりこれからの新城は、高齢化社会入っております。42%、高齢化率高くなるというふうに市のデータもありますし、ますます深刻な人手不足が介護職員、医療職員ともに出てくるというところを見据えますと、やはりこの陳情項目であります1、2、3、介護現場で働くすべての労働者の処遇改善を図ること。2つ目には、利用者2人に対して介護職員1人以上に引き上げること。夜間の人員配置を改善すること。これらをもしも新城独自でやれば本当に福祉のまち新城ということで、ここにずっと住み続けたいという市民の方ふえてくると僕、思うんです。

3番目には、きちっとこういったものは国費の費用でね、賄うこととすることがありますので、先ほども言いましたけど、軍事費に5兆円以上かけることになっております。

また、消費税がね、10%上げるときに4兆円の皆さんの負担になるんですが、そのうちの社会保障でね、使うと言っていたはずの消費税が結局、軽減税率をね、やると。自民、公明がやるっていうことで1兆円そこにつき込むんだから、社会保障に充てる財源が今ないというところで、本当に継ぎはぎの国の

運営をしてるじゃないかと私、思いますので、やはりこういったところできちんと皆さんの税金は介護職員処遇の改善のために使う陳情書にあわせて合致するものだと思いますので、賛成の採択の討論といたします。

以上です。

○山崎祐一委員長 ほかに討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

○山崎祐一委員長 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより採決いたします。

趣旨採択と採択の両論がありますので、起立により採決いたします。

初めに、本陳情を趣旨採択することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山崎祐一委員長 ありがとうございます。起立多数と認めます。

よって、本陳情は趣旨採択すべきものと決定しました。

次に、同じく陳情代表者、西野ルミ子氏から提出されました愛知県看護職員15万人体制などの実現を求める陳情書を議題といたします。

本陳情について、自由討議に入ります。意見等のある委員は発言を願います。

長田委員。

○長田共永委員 こちらの団体さん、陳情者様が、3つのこの陳情、同様な内容だと思うんですが、こっこの団体は昨年、県議会が7月に意見書、国に挙げました。大きく2点の要望事項があったんですが、それを非常に高く評価しているということも知りました。

そうした中で、こうした具体的な数字等の根拠等を、自身も聞きたかったわけなんですけど、どうしても御本人様がお見えにならないので、やはりこうした団体の方、昨年度の平成26年7月7日の県議会の意見書に対する、を踏まえてこういった陳情が出ておると思い

ますので、それをどういうところを、改めて要望のほう、していかなければいけないといったあたりを聞きたかったわけなんですけど、改めて詳しいことが、具体的な数字に関しては、現場の声っていうのを本人と我々が、やはり聞いて願意等を理解して陳情を挙げていく、意見書を挙げていくというのが我々の仕事だと思っております。願意は重々わかっておりますが、自身としては、願意の確認だけがどうしても願意はわかりますが、改めて本人様方としたかったなっていう思いがあります。以上です。

○山崎祐一委員長 ほかに発言はございませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 これも意見なんですけど、愛知県の、これは看護職員15万人体制などの実現を求める陳情書ということで挙がってきておるんですが、やはりここにも書いてありますように、2025年の超高齢化社会が喫緊に訪れるもとの、愛知県内の医師、看護師、介護職員などの人手不足が深刻ですということ。要望事項が、15万人以上の看護職員をふやして、安心な医療、介護が受けられるということ。愛知県内の医師数の増員をすること。介護職員を大幅に増員することっていうようにありまして、やはり医師の数を大幅に増員することっていうことは、やっぱり新城でもわかると思うんですね。新城市市民病院のお医者さんの不足を見れば、医師不足で産婦人科が開けないと。整形外科のお医者さんは今でも来れないというところはやっぱり医師の数が少ないからなんです。

看護師として私も働いた状況を今、先ほども話させてもらいましたけど、やはりこういった夜勤が10回以上、12回とあるっていうところは、やっぱり慢性的な看護師不足があるというところから来るものなんです。

今回の愛知県の看護師さんの数が非常に少ないというところで、これは全国でも42番目

に少ないというところで、数字も出してここで話されておりますので、ぜひこれはこれからの新城の迎える超高齢化社会に向けても必要な内容だと思いますので、意見として述べさせてもらいます。

○山崎祐一委員長 ほかに発言はございますか。

[発言する者なし]

○山崎祐一委員長 発言なければ、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

長田委員。

○長田共永委員 それでは、私は愛知県看護職員15万人体制などの実現を求める陳情書について、趣旨採択の立場で討論いたします。

すべての県民がいつでも安心・安全の医療・介護を受けられる体制づくりは、だれもがそれを望んでいます。

そうした中で、愛知県議会も昨年7月、看護職員の確保対策の充実についての意見書を国に提出いたしました。

その内容は、勤務環境の改善策を講じるとともに、看護職員の増員を図ることと、そしてナースセンターとハローワークの連携や短時間正職員制度の活用など、看護職員確保のための支援策の拡充を図ること2点を要望したもので、具体的な増員する職員数の明記はされていません。もちろん陳情書の願意である愛知県の看護職員が15万人体制になれば、本県のさらなる安心・安全の医療体制の構築はされると考えますが、看護職員の増員を望む声は愛知県だけに限ったことではなく、全国の自治体がそれぞれの環境の中でさまざまな施策を望んでおります。改めて現行の看護職員の皆様を取り巻く環境における改善点はるあるかと感じます。陳情書にある職員の大幅増員だけに着目するのではなく、先に述べた愛知県の意見書要望にあるような改善策を国に望み、今後の看護職員の確保対策への取り組みに期待するものです。

以上を述べさせていただき、本陳情への趣旨採択の討論とさせていただきます。

○山崎祐一委員長 ほかに討論はございますか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、私は採択のほうの立場で討論をさせていただきます。

本陳情書は、愛知県看護職員15万人体制などの実現を求める陳情書という形で4点ございました。

この中の内容ですが、やはり先ほどの意見もありましたけど、愛知県内の医師、看護師、介護職員の人手不足が深刻だという背景がまず現実問題としてあるということをお伝えしたいと思います。

その中で夜勤がありますので、24時間365日、患者さん、家族のためにこの方々は働いてるという状況でございます。

県内の322の病院の2割を超える66病院で、診療科の休止、診療制限をしている実態がまず明らかになっております。

看護師においては、愛知県の平成23年度の看護職員数は、需給数と供給数に対して、人口10万人対比で全国で42位と、非常に少ない実態が明らかになっております。

また、介護職員においては、賃金が他の業種よりも9万円から10万円低くなっておることです。1人夜勤などの勤務環境が過酷で、離職率は19%も登るといふふうに書いてございます。

やはりこれからの超高齢化社会を支えていく要となるお医者さん、看護師さん、介護職員がこんな実態の現場でいつまでもね、働かせる、我慢させる、こういう現実を見たら、やっぱり立ち切らないといけない今の時代に入ってると思うんですね。やはりこれはこの現実を見れば、全面的に賛同できる私としては内容ですので、採択といたしたいと思えます。

○山崎祐一委員長 ほかに討論はございませ

んか。

〔発言する者なし〕

○山崎祐一委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより採決いたします。

趣旨採択と採択の両論がありますので、起立により採決いたします。

初めに、本陳情を趣旨採択とすることに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山崎祐一委員長 ありがとうございます。起立多数と認めます。

よって、本陳情は趣旨採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情者代表、伊藤洋子氏から提出されました国に対して「子ども・子育て支援新制度に対する意見書」の提出を求める陳情書を議題といたします。

本陳情について、自由討議に入ります。意見等のある委員は発言願います。

長田委員。

○長田共永委員 この陳情なんですけど、改めて国に対してこれ題名は一緒で、この同じ陳情者の方から出ているんですけど、平成25年12月のことです。その議事録ですね、当時の意見書を確認させていただくと、子ども・子育ての関連3法、つまりこの新制度に対して、非常に慎重な姿勢で臨んでくれと。本市議会と、厚生文教委員会に言っていたいております。

そうした中で、新制度が始まって、この、こちらも願意は重々わかるんですけど、改めて国に対してこの新制度のためにもっとやってくれと。量的拡充、質の改善をやれと。もう180度変わったとは言いませんが、そうした中でどうしてこの同じ名前で意見書が、違う意見書が来たのかということが、非常に自身もそこら辺を本人様に確認したかったわけなんですけど、それが確認できないということが非常に残念ですということを言わせていた

できます。

○山崎祐一委員長 ほかに発言はございませんか。

〔発言する者なし〕

○山崎祐一委員長 発言がなければ、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

長田委員。

○長田共永委員 それでは、私は国に対して「子ども・子育て支援新制度に対する意見書」の提出を求める陳情書について、趣旨採択の立場で討論いたします。

子ども・子育て支援新制度の主な取り組みは、質の高い幼児期の学校教育。保育を総合的な提供、子育ての相談や一時預かりの場をふやすなど、地域の子育ての一層の充実。待機児童の解消のための保育の受け入れ人数の増員。そして子供が減少傾向にある地域の保育の支援です。それら新制度における事業主体は、要望書にあるように、地方自治体であり、その財源は消費税の増収です。そうした国の施策に先駆け、本市では国に先駆け、新城版こども園制度の導入や放課後児童クラブの施設整備等の取り組みを行っています。陳情書の願意であるすべての子供の権利を保障するための施策に対する財源確保や取り組みの推進といった陳情内容は十分に理解するものでありますが、現状においては、本市の新城版こども園制度をはじめとする子育て施策に対し、国の新制度との連携を図りながら、今後の展開や動向を注視していくことが肝要であり、意見書の提出は時期尚早だと考えます。

改めて、この国に住むすべての子供たちの笑顔のために新制度が子育ての課題の解決になるよう望む気持ちは陳情者と同じ思いです。

以上を述べさせていただき、本陳情への趣旨採択の討論とさせていただきます。

以上です。

○山崎祐一委員長 ほかに討論はありません

か。

[発言する者なし]

○山崎祐一委員長 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

趣旨採択の討論がありますので、起立により採決いたします。

本陳情を趣旨採択とすることに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○山崎祐一委員長 ありがとうございます。

起立多数と認めます。

よって、本陳情は趣旨採択すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査はすべて終了いたしました。

この際、委員長からお諮りいたします。

委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思いません。

これに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○山崎祐一委員長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これもちまして、厚生文教委員会を閉会といたします。

**閉 会 午後2時42分**

以上のおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

厚生文教委員会委員長 山崎祐一